

議案第103号

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月27日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防関係手数料の一部を改正するため。

石岡市手数料条例の一部を改正する条例

石岡市手数料条例（平成17年石岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「1,580,000」を「1,590,000」に，「1,940,000」を「1,950,000」に，「2,260,000」を「2,270,000」に改める。

附 則

この条例は，令和元年10月1日から施行する。